

社会福祉法人八広会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人八広会（以下「法人」という。）の役員等の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員をいう。

(報酬)

第3条 役員等に対しては、法人経営についての勤務実態に即して次に定める報酬を支給する。但し、役員が八広会職員である場合は、不支給とする。

理事 1回につき 20,000 円

監事 1回につき 20,000 円

2 理事会並びに評議員会出席においては、次に定める報酬を支給する。

但し、役員が八広会職員である場合は、不支給とする。

理事 20,000 円

監事 20,000 円

評議員 20,000 円

附 則 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。